

# 行政機構

## 環境行政

### 環境部の組織

環境部は2つの課で構成されており、環境衛生、廃棄物の減量と資源化及び収集、環境の保全と創造、公害対策、自然環境、地球温暖化対策等の業務を担当しています。

|                              |                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |         |
|------------------------------|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| <b>環境部</b><br>Tel : 423-9563 | <b>環境保全課</b><br>Tel : 423-9461 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全行政に関すること。</li> <li>・環境アセスメントに関すること。</li> <li>・公害の防止に関すること。</li> <li>・自然環境保全に関すること。</li> <li>・地球温暖化対策に関すること。</li> <li>・不法投棄の指導に関すること。</li> <li>・岸和田市環境保全審議会に関すること。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                        | 環境政策担当  |
|                              |                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 事業所指導担当 |
|                              |                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 自然環境担当  |
|                              |                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 温暖化対策担当 |
|                              | <b>生活環境課</b><br>Tel : 423-9439 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物の収集及び運搬に関すること。</li> <li>・一般廃棄物処理業者に関すること。</li> <li>・ごみ排出、分別、減量化及び再生の啓発及び指導に関すること。</li> <li>・再生資源の回収に関すること。</li> <li>・ごみのリサイクルに関すること。</li> <li>・美化活動に関すること。</li> <li>・違法屋外広告物の撤去に関すること。</li> <li>・ねずみ及び衛生害虫の駆除に関すること。</li> <li>・感染症の消毒に関すること。</li> <li>・胞衣汚物及び死獣の処理に関すること。</li> <li>・し尿くみ取りの助成認定に関すること。</li> <li>・天の川浄苑の管理に関すること。</li> <li>・岸和田市貝塚市清掃施設組合との連絡調整に関すること。</li> <li>・岸和田市廃棄物減量等推進協審議会に関すること。</li> </ul> | 管理担当    |
|                              |                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 収集業務担当  |
|                              |                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 粗大ごみ担当  |
|                              |                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 地域美化担当  |
|                              |                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 減量推進担当  |
|                              |                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |         |

(平成 23 年 4 月 1 日現在の機構)

# 環境計画実施状況

環境行政

## ■『数値目標』及び進捗状況

| 基本<br>目標 | 数値目標名                       | 目標年度     | 目標数値                     | 進捗状況                                                                                                                                                      |
|----------|-----------------------------|----------|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Ⅰ        | 緑地面積                        | 平成 27 年度 | 3, 293. 17ha             | 2, 603. 47ha<br>(都市公園の増加、生産緑地の減少)                                                                                                                         |
|          | 人工海浜面積                      | 平成 26 年度 | 人工海浜延長<br>2, 500m        | 0 m                                                                                                                                                       |
|          | 里山保全活動数                     | 平成 24 年度 | 60 回/年                   | 157 回/年                                                                                                                                                   |
| Ⅱ        | 市民 1 人当たりの<br>都市公園面積        | 平成 27 年度 | 14. 6 m <sup>2</sup> /人  | 8. 35 m <sup>2</sup> /人                                                                                                                                   |
| Ⅲ        | 大気<br>環境基準及び府の<br>環境保全目標    | 平成 24 年度 | 環境基準の<br>100%達成          | 二酸化窒素<br>環境基準及び大阪府の環境保全目標達成<br>有害大気汚染物質(ベンゼン)<br>環境基準達成<br>有害大気汚染物質(トリクロロエチレン)<br>環境基準達成<br>有害大気汚染物質(テトラクロロエチレン)<br>環境基準達成<br>有害大気汚染物質(ジクロロメタン)<br>環境基準達成 |
|          | 水質<br>環境基準及び府・<br>市の環境保全目標  | 平成 24 年度 | 環境基準の<br>100%達成          | 健康項目<br>全ての地点で環境基準達成<br>生活環境項目(BOD)<br>全ての地点で環境基準達成                                                                                                       |
|          | 騒音・振動<br>環境基準及び府の<br>環境保全目標 | 平成 24 年度 | 環境基準の<br>100%達成          | 道路に面する地域(10 路線調査)<br>「昼夜とも達成」 93. 6%<br>一般地域(4 地点調査)<br>「昼夜とも達成」 75%                                                                                      |
| Ⅳ        | CO <sub>2</sub> 排出量         | 平成 32 年度 | 791 千 t -CO <sub>2</sub> | 856 千 t -CO <sub>2</sub> (平成 21 年度)                                                                                                                       |
| Ⅴ        | 環境保全に係る催<br>し、セミナー等の<br>開催数 | 平成 24 年度 | 5 回/年                    | 5 回/年<br>(市民公開講座 2、環境フェア、神於山フォー<br>ラム、神於山ハイキング)                                                                                                           |

## ■『重点的取り組みの展開』および実施状況

|                               |                                                                                                                                                                  |
|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>1 環境保全活動団体のネットワーク化</b>     |                                                                                                                                                                  |
| 取 組 内 容                       | 環境保全活動団体（市民）、事業者、行政の緩やかなネットワーク化を図り、情報の交換、相互の交流を深めて相乗効果による各団体の取り組みを促進します。                                                                                         |
| スケジュール案                       | 平成 21 年度から「ネットワーク事業(新たな取組)」を進める。                                                                                                                                 |
| 進 捗 状 況                       | ○平成 21 年度の「環境メッセ」の試行を踏まえ、例年、市主催してきた「きしわだ環境フェア」について、平成 22 年度より市内環境団体・事業者、行政等の各事業主体による一体的かつ集中的な協働の取組みとしてリニューアルして実施した。                                              |
| <b>2 自然再生プロジェクトの実施</b>        |                                                                                                                                                                  |
| 取 組 内 容                       | 岸和田市の市内連携を図りながら、身近な自然調査など、市民が地域の環境を身近に感じられる取り組みを実施します。                                                                                                           |
| スケジュール案                       | ・平成 21 年度から「身近な自然調査」を実施する。<br>・「自然再生プロジェクト」に向け、環境保全活動のネットワーク化を図る。                                                                                                |
| 進 捗 状 況                       | ○きしわだ環境市民会議自然環境部会による「身近な自然調査」の実施<br>○「春木川・轟川をよくする市民の会」ホタル再生部会による河川改修計画の検討<br>○「NPO 法人神於山保全くらぶ」等の市民環境団体による生き物調査の実施に向けた指標づくり<br>○自然環境活動団体によるパネルディスカッションの実施         |
| <b>3 地球温暖化対策の強化</b>           |                                                                                                                                                                  |
| 取 組 内 容                       | ① 岸和田市地球温暖化対策実行計画(区域施策)」に基づき、地球温暖化対策を推進します。<br>② 岸和田市地球温暖化対策率先実行計画」に基づいて市の事務事業における温暖化防止を一層推進します。                                                                 |
| スケジュール案                       | ○平成 21 年度～ 太陽光発電システムの普及促進を図ります。<br>○平成 22 年度～ 施設の省エネ（省CO <sub>2</sub> ）改修を進める。<br>○平成 23 年度～ 町会、自治会等が設置する防犯灯の高効率化を図る。                                            |
| 進 捗 状 況                       | ○山直北保育所、修斉保育所の省エネ（省CO <sub>2</sub> ）改修を実施。<br>○戸建住宅及び町会館に設置する太陽光発電システムの設置費用の一部補助を行う。<br>○町会等が設置する LED 防犯灯の設置費用の一部補助を行う。<br>○平成 20 年度以降率先実行計画目標の平成 13 年度比－6 %を達成。 |
| <b>4 環境の改善と創造を推進するための基盤整備</b> |                                                                                                                                                                  |
| 取 組 内 容                       | ①市民・事業者・行政が各々の責任と役割を認識して環境配慮行動を実践していくための計画策定を検討するとともに環境配慮行動の浸透を図ります。<br>②一般廃棄物処理基本計画に基づいて、ごみの減量とリサイクルの推進を図ります。<br>③臭気指数規制を導入し、公害防止についての対策を強化します。                 |

|                       |                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| スケジュール案               | <p>○平成 20 年度において環境配慮行動について情報収集を図る。</p> <p>○平成 20 年度より臭気指数規制を導入する。</p>                                                                                                                                                                              |
| 進捗状況                  | <p>○平成 23 年 5 月に岸和田市地球温暖化対策実行計画(区域施策)を策定したことにより、これに基づき環境配慮指針の策定を行う。</p> <p>○平成 20 年度より臭気指数規制の導入</p>                                                                                                                                                |
| <b>5 環境学習・環境教育の推進</b> |                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 取組内容                  | <p>市民団体等の実施する環境学習・環境教育プログラムの作成を支援するとともに、市民・事業者・行政（庁内連携を強化を含む）などの各主体が実施する取り組みを体系化した環境学習・環境教育プログラムの構築を図る。</p>                                                                                                                                        |
| スケジュール案               | <p>平成 20 年度において庁内連携の強化を図るとともに支援方法の検討を進める。</p>                                                                                                                                                                                                      |
| 進捗状況                  | <p>○市民公開講座（2 回）については、きしわだ環境市民会議（市民・事業者・行政の共同体）を主催とし、連携・協働による環境学習・教育の推進を図った。</p> <p>○公民協働による環境まちづくりを推進するため、多様な事業（多様な事業主体、対象者、場面、場所）を一体的かつ集中的な協働の取組みとして、環境教育・啓発プログラム「きしわだ環境フェア 2011」を実施。</p> <p>○生涯学習事業として神於山里山保全地区において市内在住の親子を対象とした「野遊びくらぶ」を実施。</p> |

## ■ 岸和田市地球温暖化対策実行計画(区域施策)

### 1. 計画策定の主旨

岸和田市は、海から山までの多様な自然と歴史資産にめぐまれ、個性豊かなまちとして発展を続けてきました。こうした環境は、今の私たちだけでなく、次の世代へと引き継いでいくことが重要な課題です。

環境問題は、地球温暖化や生物多様性など地球規模の問題へと広がるとともに、深刻化し、人類の生存そのものに対する危機ともいえる重要な課題となっています。

とりわけ、地球温暖化については、2005（平成 17）年の京都議定書発効等に代表されるように、その対策が緊急の重要課題となっており、将来にわたって快適な生活環境の維持・形成するために、環境負荷の低減に配慮した暮らしへの転換が求められています。

本市の海から山までの地形が生んだ豊かなみどりと水は、私たちの五感に触れ安らぎを与えてくれるとともに、二酸化炭素の吸収や生態系保全といった多様な機能があり、生活空間にとって、また地球環境にとって貴重な資源です。

岸和田市地球温暖化対策実行計画（区域施策）は、地球規模の課題である地球温暖化対策について、国や大阪府との連携のもと、本市における地域特性を踏まえた温室効果ガス排出量の削減を総合的かつ計画的に実施するため、市民・事業者・行政の各主体が互いに立場と役割を認識し、対策に取り組むことを目的としています。

なお、本計画では、温室効果ガスの削減を目標としていますが、けっして地域における生活の質低下や経済の衰退を前提とするものではありません。すなわちこれまでの量的改善だけではなく、質的改善も含めて持続可能な環境負荷の少ない低炭素社会の実現を目指すものです。

### 2. 計画の期間と目標年度

●基準年度：1990（平成 2）年度

●目標年度：短期目標年度：2012（平成 24 年度）

中期目標年度：2020（平成 32 年度）

長期目標年度：2050（平成 62 年度）

### 3. 計画の対象範囲

本計画は、市域全体を対象範囲とし、市域から排出される温室効果ガスの排出削減及び森林吸収作用の保全・強化に関わる全ての事項を対象としています。

### 4. 対象とする温室効果ガス

京都議定書で削減の対象とされている温室効果ガスは、二酸化炭素（ $\text{CO}_2$ ）、一酸化二窒素（ $\text{N}_2\text{O}$ ）、メタン（ $\text{CH}_4$ ）、代替フロンガス等 3 ガスを合わせた 6 種類ですが、代替フロンガス等 3 ガスが占める割合は小さいため、本計画での削減対象温室効果ガスは、二酸化炭素（ $\text{CO}_2$ ）、一酸化二窒素（ $\text{N}_2\text{O}$ ）、メタン（ $\text{CH}_4$ ）の 3 種類とします。

| ガス種                                | 主な発生源                                                                 | 性質                                                  |
|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 二酸化炭素<br>( $\text{CO}_2$ )         | 産業、民生、運輸部門などにおける化石燃料の燃焼に伴うものが、全体の9割以上を占め、6種類の温室効果ガスの中で、温暖化への影響が最も大きい。 | 気体は、炭酸ガスともいう。無色、無臭で助燃性はない。地球大気の平均濃度は、約0.03%である。     |
| 一酸化二窒素<br>( $\text{N}_2\text{O}$ ) | 二酸化炭素の21倍の温室効果を持つ気体。化石燃料の不完全燃焼、稲作や家畜の反すうから排出される。                      | 無色の気体。常温で安定、麻酔作用があり、笑気とも呼ばれる。                       |
| メタン<br>( $\text{CH}_4$ )           | 二酸化炭素の310倍の温室効果を持つ気体。化石燃料の燃焼や化学反応、窒素肥料などから排出される。                      | 無色、無臭で可燃性。天然ガスの主成分。                                 |
| ハイドロフルオロカーボン類<br>( $\text{HFCs}$ ) | エアコン、冷蔵庫などの冷媒、断熱材の発泡剤、エアゾールの噴射剤などに使用されており。使用時の漏洩、廃棄時に排出される。           | 化学的に安定な気体、不燃性。塩素を含まず、オゾン層を破壊する性質はないが、温室効果は高い。       |
| パーフルオロカーボン類<br>( $\text{PFCs}$ )   | 半導体などの製造過程や電子部品の洗浄液、不活性液体として使用中などに排出される。                              | 浸透性が大。化学的に不活性なので大気中に長期間留まる。                         |
| 六フッ化硫黄<br>( $\text{SF}_6$ )        | 変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等の製造用に使用される。使用の過程及び変電設備等から廃棄時に排出される。              | 無色無臭の気体。化学的に安定で高耐熱性、不燃性、非腐食性にすぐれ、フロンよりも優れた電気絶縁性をもつ。 |

## 5. 目標量

### (1) 総排出量目標

長期目標の温室効果ガスの総排出量目標は、将来の地域のあり方や国の目標を考慮し、2050（平成62）年度に1990（平成2）年度比80%削減と設定しました。

短期目標の温室効果ガス総排出量目標は、現況の施策等を整理し、フォアキャスティングにより、2012（平成24）年度に1990（平成2）年度比15%削減と設定しました。

以上を踏まえて、中期目標の温室効果ガス総排出量目標は、長期目標からのバックキャスティング及び短期目標からのフォアキャスティングにより考えられる対策を最大限導入したケースを採用し、2020（平成32）年度に1990（平成2）年度比25%削減と設定しました。

### (2) 削減目標量

本計画に基づき取り組みを進めていくにあたっては、各部門でどれだけ温室効果ガスを削減する必要があるかを示すことは重要です。

このため、中期目標年度である2020（平成32）年度に向けて、各部門において、これから何ができるか、何を進めていくべきかを具体的に示すため、将来推計をもとに2020（平成32）年度の

「削減目標量」を定めます。

#### ①部門別の削減目標量の考え方

基準年度から 2020（平成 32）年度に向けての削減率（1990（平成 2）年度比）を設定します。削減率（1990（平成 2）年度比）は、国の目標、施策等における削減量などを勘案し設定しました。

各部門において、基準年度の排出量に削減率（1990（平成 2）年度比）を乗じて「総排出量目標」を算出し、将来推計から差し引いた数値を「削減目標量」とします。

なお、削減目標量は想定値である将来推計（B a U）値をもとに設定されているため、必要に応じて、見直しを行います。

単位：t-CO<sub>2</sub>

|       |        | 基準年度      | 2008 年度 | 2020 年度              |             |                   |                |
|-------|--------|-----------|---------|----------------------|-------------|-------------------|----------------|
|       |        | 排出量       | 排出量     | 将来推計<br>(B a U)<br>① | 総排出量目標      |                   | 削減目標量<br>③＝①－② |
|       |        |           |         |                      | 総排出量<br>目標② | 削減率<br>(1990 年度比) |                |
| 二酸化炭素 | 産業部門   | 385,024   | 265,201 | 376,486              | 286,072     | 25.7%             | 90,414         |
|       | 民生家庭部門 | 181,610   | 216,986 | 234,930              | 128,882     | 29.0%             | 106,048        |
|       | 民生業務部門 | 256,554   | 243,646 | 226,326              | 206,144     | 19.6%             | 20,182         |
|       | 運輸部門   | 211,977   | 195,221 | 188,932              | 154,319     | 27.2%             | 34,613         |
|       | 廃棄物部門  | 19,778    | 26,644  | 24,276               | 15,790      | 20.2%             | 8,486          |
| 合 計   |        | 1,054,943 | 947,699 | 1,050,951            | 791,207     | 25.0%             | 259,744        |

## 6. 総排出量

| 区分                          | 基準年度                 | 実績                    |                       | 計画期間<br>(短期)          | 計画期間<br>(中期)          | 計画期間<br>(長期)          |
|-----------------------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 目標年度                        | 1990 年度<br>(平成 2 年度) | 2008 年度<br>(平成 20 年度) | 2009 年度<br>(平成 21 年度) | 2012 年度<br>(平成 24 年度) | 2020 年度<br>(平成 32 年度) | 2050 年度<br>(平成 62 年度) |
| 削減率<br>(1990 年度比)           |                      | 10.2%                 | 23.5%                 | 15%                   | 25%                   | 80%                   |
| 総排出量目標<br>t-CO <sub>2</sub> | 1,054,943            | 947,699               | 855,916               | 896,702               | 791,207               | 210,989               |

## 7. 重点的な取り組み及び施策

### ●重点1 温暖化防止学習の展開

---

目標を達成するためには、一人ひとりが低炭素社会実現のために取り組みを進める必要があります。そのためには、温暖化防止のための学習は不可欠です。また、近年は教育機関だけでなく環境学習に取り組む事業者も増えています。そこで、官民一体での温暖化防止学習を促進します。

### ●重点2 コミュニティで推進する公共空間の低炭素化

---

街灯の低炭素化や地域で再生可能エネルギー設備を導入する等、コミュニティで低炭素化に取り組むことが出来る仕組みを進めます。このことにより地域の低炭素化が進むとともに、地域に目に見える形で低炭素化が進むことでの普及啓発効果も狙います。

### ●重点3 一歩踏み出す低炭素行動

---

市民、事業者、地域に対して適切な情報提供を行い、各主体の取り組みを進めることが重要です。そこで、家庭、事業所、地域における低炭素行動の促進を図ります。

### ●重点4 地域で取り組み低炭素な3R

---

ごみを排出する市民、生産・排出する事業者、ごみ処理事業を運営する行政の三者が協働し、ごみの発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした取り組みを積極的に環境負荷の少ない循環型社会の構築を促進します。

### ●重点5 低炭素型モビリティライフへの転換

---

本市の地域特性上、自家用車での移動は、市民の重要な足のひとつです。自家用車での移動に起因する排出量削減のため、レンタルサイクルの導入促進、エコドライブの普及促進、次世代自動車の導入促進を行います。

### ●重点6 設備及び建物の適切な更新

---

建物や設備性能が、温室効果ガス排出量に大きな影響を与えることから、建物や機器の更新時期等における性能向上が目標達成において重要です。このため、事業所や住宅における建築時やリフォーム時の建築性能向上及び工場、事業所、住宅における高効率機器の導入を促進します。

### ●重点7 再生可能エネルギー設備の導入

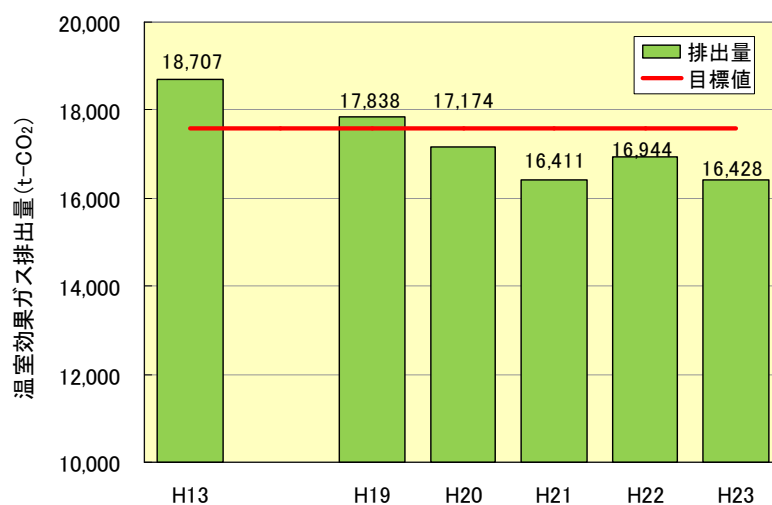
---

温室効果ガス排出量の削減及びエネルギーセキュリティの観点からも再生可能エネルギー設備の導入を促進することも低炭素社会実現においては重要と考え、導入を促進します。



## 8. 平成 13 年度から平成 23 年度までの市役所総排出量

### (1) 温室効果ガス（二酸化炭素換算）



### (2) 資源の使用状況

| 項 目                         |               | 基準年        | H14 年度     | H15 年度     | H16 年度     | H17 年度     | H18 年度     |
|-----------------------------|---------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 紙使用量<br>(A4 換算)<br>(枚)      | 一般用紙類<br>(定型) | 49,463,130 | 46,973,758 | 34,708,386 | 35,614,561 | 21,623,578 | 12,208,036 |
|                             | 不定形用紙類        | 25,251,589 | 27,142,194 | 28,738,411 | 15,969,556 | 12,697,556 | 19,967,161 |
|                             | はがき・封筒        | 509,552    | 613,970    | 534,498    | 573,166    | 443,486    | 374,520    |
|                             | 合 計           | 75,224,272 | 74,729,922 | 69,981,296 | 52,157,282 | 34,764,621 | 32,549,717 |
| 水 道 使 用 量 (m <sup>3</sup> ) |               | 795,179    | 701,236    | 664,417    | 783,952    | 756,104    | 679,194    |

| 項 目                         |               | H19 年度     | H20 年度     | H21 年度     | H22 年度     | H23 年度     |
|-----------------------------|---------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 紙使用量<br>(A4 換算)<br>(枚)      | 一般用紙類<br>(定型) | 19,369,178 | 21,102,081 | 19,072,102 | 23,563,950 | 19,769,871 |
| 水 道 使 用 量 (m <sup>3</sup> ) |               | 665,093    | 614,905    | 538,203    | 531,884    | 525,457    |

## ■ 太陽光発電システム導入補助

新エネルギーの普及・促進を図ることを目的として太陽光発電システムを導入する方に対してその経費の一部補助をおこなった。

### 1. 対象者

市民または岸和田市町会及び自治会

### 2. 補助金の交付額

対象システムを構築する太陽電池モジュールの公称最大出力に4万円までの範囲内において市長が別に定める額を乗じて得た額とする。ただし、補助金の交付額の上限は、16万円とする。

### 3. 申請者数

58件（内3件計画中止を含む）

岸和田市町会及び自治会の申請は0件

### 4. 申請時の平均公称出力

平均：4.27kW（最大：8.28kW　最小：1.55kW）

## ■ LED防犯灯設置補助

岸和田市地球温暖化対策実行計画（区域施策）に基づき、温室効果ガス排出量の削減を目的とし、普及促進を図る。

### 1. 対象者

岸和田市町会及び自治会

### 2. 補助金の交付額

岸和田市防犯灯補助金交付要綱に基づく補助金の交付決定を受けた町会等であって、防犯灯がLED電球の場合は岸和田市防犯灯補助金に1灯あたり3,000円上乗せ補助をおこなった。

### 3. 申請件数

32町会、554灯

### 4. 効果

温室効果ガスに換算すると、10,261.5kg-CO<sub>2</sub>の削減効果。

内訳は次のとおり

新規に設置したもの　従来のものと比較して　-1,082.8kg-CO<sub>2</sub>

交換によるもの　-9,178.7kg-CO<sub>2</sub>

## ■ LED街路灯設置補助

岸和田市地球温暖化対策実行計画（区域施策）に基づき、温室効果ガス排出量の削減を目的とし、普及促進を図る。

### 1. 対象者

岸和田市商店街振興組合又は商店街振興組合連合会

### 2. 補助金の交付額

補助金の対象費用の額（設置に要する費用を除く。）は、設置しようとするLED街路灯の価格から、当該LED街路灯と同様の性能を有する街路灯であってLED電球を使用しないものの価格を控除した金額に3分の1を乗じた額（但し、千円未満切捨て）を上限とする。

### 3. 申請件数

1件

### 4. 効果

1商店街の街路灯50灯の更新をおこない、温室効果ガスに換算すると年間3.91t-CO<sub>2</sub>の削減効果となる。

## ■ グリーンニューディール基金事業

国の平成21年度補正予算による「平成21年度地域環境保全対策費等補助金（中核市・特例市グリーンニューディール基金）」の交付をうけて、「岸和田市グリーンニューディール基金」を創設しました。

今後、この基金を活用して、地球温暖化問題等の喫緊の環境問題を解決するために必要な事業を実施していきます。

### 1. 基金の名称

岸和田市グリーンニューディール基金

### 2. 設置の目的

地球温暖化対策を目的として、地域における低炭素化を推進するための事業の資金に充てるため。

### 3. 資金財源

基金の造成については、国が市に交付する地域環境保全対策費補助金（中核市・特例市グリーンニューディール基金）をもって創設しました。

### 4. 基金積立額

5,854万円（全額国庫補助金）

## 5. 基金事業の実施期間

平成 22 年度から平成 23 年度まで

## 6. 基金事業の概要

公共施設省エネ・グリーン化推進事業をおこないます。

平成 22 年度

岸和田自然資料館省エネ改修事業

岸和田市立八木北保育所省エネ改修事業

主に空調熱源システムの更新、照明器具の高効率機器への更新、誘導灯の高輝度型への更新をおこないました。

平成 23 年度

岸和田市立山直北保育所省エネ改修事業

岸和田市立修斉保育所省エネ改修事業

主に空調熱源システムの更新、照明器具の高効率機器への更新、太陽光発電システムの設置(修斉保育所)をおこないました。

## ☆出前講座等

| 実施日               | 内 容       | 対 象    |
|-------------------|-----------|--------|
| 平成 23 年 11 月 17 日 | 地球温暖化について | 葛城老人大学 |

## ☆きしわだ環境フェア2011

環境月間である6月にあわせて、本市の公民協働による環境まちづくりを推進するため、多様な事業主体による一体的かつ集中的な協働の取組みとして、環境教育・啓発プログラムを実施した。

日 時：平成 23 年 6 月 5 日(日)

場 所：岸和田カンカンベイサイドモール（岸和田市港緑町）

ウエスト ロトンダ広場および噴水周辺

事業内容：岸和田市における環境の現状と課題について、市民に情報発信し、その保全および改善の必要性について周知、啓発を図るため、環境に関する展示を実施する。

主な出展：・市内河川の生き物

- ・環境対策自動車の展示
- ・神於山里山保全の取組み
- ・生ごみ堆肥化補助制度について
- ・市内の身近な自然
- ・生ごみ堆肥化学び塾
- ・ごみゼロ作戦の取組み
- ・市内一斉気温測定
- ・地域・人がつながる環境の取組みなど

